

議案第 8 4 号

四万十町大正中津川集落活動センター条例について

四万十町大正中津川集落活動センター条例を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町大正中津川集落活動センター条例

(設置)

第 1 条 地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により地域活性化を図ることを目的とする大正中津川地区の拠点施設として、四万十町大正中津川集落活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
中津川集落活動センター「こだま」	四万十町大正中津川243番地 1

(管理運営)

第 3 条 町長は、センターの管理及び運営を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の規定に基づき行うものとする。

(業務)

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用及び利用許可に関する業務
- (2) センターの維持及び管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合においては、第6条、第7条、第9条から第13条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する業務
- (2) センターの利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- (3) その他、指定管理者が行うことが適当と認められる業務

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、町長にその許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 町長は、センターの利用を許可する場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 利用の目的がセンターの設置目的に反するとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 四万十町暴力団排除条例（平成22年条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターを利用させることが不適当であると認めるとき。

(利用者の責務)

第7条 センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センター

内の秩序を守り、この条例及び町長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、センターの利用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において利用者に損害が生じても、町長は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により処分をした場合であって、当該処分が町長の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 利用者は、町長に対し利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める利用料及び別表第2で定める加算利用料の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

(利用料金の減免)

第11条 町長は、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 納付された利用料金は返還しない。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(設備の変更禁止)

第13条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。

ただし、あらかじめ町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、利用を終了したときは、当該利用に係る施設等を原状に回復しなければならない。第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第10条関係)

四万十町大正中津川集落活動センター利用料

区 分	基本利用料 (4時間まで)	追加利用料 (1時間当り)	冷暖房器具利用料 (1時間当り)
集会室 (板の間)	1,000 円	200 円	100 円
和室 (1室につき)	500	100	100
調理室	800	160	100

別表第 2（第10条関係）

加算利用料

利用者及び利用目的	加算する額
町外の諸団体及び個人が利用する場合	基本利用料及び追加利用料の 50%に相当する額
町内の諸団体及び個人が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	基本利用料及び追加利用料の 50%に相当する額
町外の諸団体及び個人が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	基本利用料及び追加利用料の 100%に相当する額